

平成20年1月4日からあなたは不動産登記オンライン申請ができますか？
★時代に遅れないように、IT司法書士化を目指しましょう！★

全国司法書士女性会FAX通信164号 (2007年9月号号外2)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子

事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

不動産登記オンライン申請、当面の措置して、 登記識別情報及び完了証、紙による交付検討へ！

事務局 滝川あおい

FAX 通信でもお知らせしたように、8月10日、法務省は、連合会に対し、『不動産登記のオンライン利用促進策』を示しました。それに対し、連合会での検討の結果、10月5日付で、別紙の意見書を提出しています。

10月7日のびわこの集い2日目は、民事訴訟法実務徹底研修を行ったのですが、実は、当日のサプライズ企画として、この研修を受講していただいた佐藤純通連合会会長から、オンライン申請の現状報告がありました。

特に、別送方式がとられてからの最大の問題として指摘されている登記識別情報の交付の問題については、登記識別情報及び登記完了証の交付について、当面の措置として、紙による交付が認められる方向で法務省も検討をしているという報告がありました。

現状のシステムでは、不動産登記をオンラインで行った場合、登記識別情報の取得は、別途フォルダを作って申請する必要があります。それも、物件毎に申請毎に行わなければならない、また、登記識別情報は直接プリントアウトできないシステムになっており、非常に不便です。このままでは、オンライン申請は普及しないという連合会側の要請を法務省が真剣に受け止めているということなのでしょう。ただ、紙による登記識別情報の交付については、全法務（法務省の労働組合）が反対をしているということで、最終決定に至っていないようです。

その他、連合会は、オンライン利用促進策として、既に決定している登録免許税の減免策に加え、同時謄本を無料にすること等を求めているということです。詳細については週明けに、NS2に掲載される予定である他、『不動産登記のオンライン利用促進策』の解説改訂第2版が既に各単位会にデータ送信されているので、各自ご確認下さい。

今後の予定としては、安倍首相に辞任により一旦中断していた自民党司法制度調査会オンラインプロジェクトチームの3回目の会合が10月10日開催されますので、その結果を待って、法務省が政令・省令等改正案を確定し、1ヶ月間パブコメに付されることとなるようです。特に、このPTでは、登記識別情報の改善策等が検討されるということで、詳細が決着するのは、11月末頃になるようです。